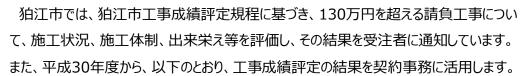
狛江市発注工事を施工する業者の方へ

工事成績評定結果を契約事務に活用します。

工事成績評定は、工事受注者の適正な選定や育成指導をすることで、公共工事の品 質確保を図ることを目的として行っています。



総合評定点	活用内容				適用
80点以上	①HP公表	模範となる工事を施工したとし、狛江市ホームペー ジに公表する。			平成29年度 完了工事から
75点以上	②優先指名	名 優秀な工事を施工したとし、工事請負指名競争入 札において優先的に指名することができる。			
65点未満	③改善計画	改善が必要な工事を施工したとし、受注者は改善 計画書を提出しなければならない。			
	④指名制限	改善計画書の提出がない場合、工事請負指名競争入札における指名を制限することができる。			
60点未満	⑤指名停止	不良な工事を施工した とし、指名競争入札に おいて受注者の指名 停止を行う。	55点以上 60点未満	1ヶ月	平成30年度 完了工事から
			50点以上 55点未満	3ヶ月	
			40点以上 50点未満	6ヶ月	
			40点未満	9ヶ月	

注意事項

- ・上記の他、総合評価落札方式においても、工事成績評定の結果を活用します。
- ・⑤指名停止となった期間は、原則、随意契約や見積り合わせを含む狛江市の契約について、 指名をすることができなくなります。また、下請け業者として工事を受注することもできません。
- ・工事成績評定の詳細は、狛江市ホームページをご覧ください。

